

令和7年度相模原市 ネーミングライツ(提案型)募集要項

募集2回目

Naming rights

ピックアップ施設に、リニューアルした

「プラネタリウム」を掲載しました！

相模原市 財政局 アセットマネジメント推進課

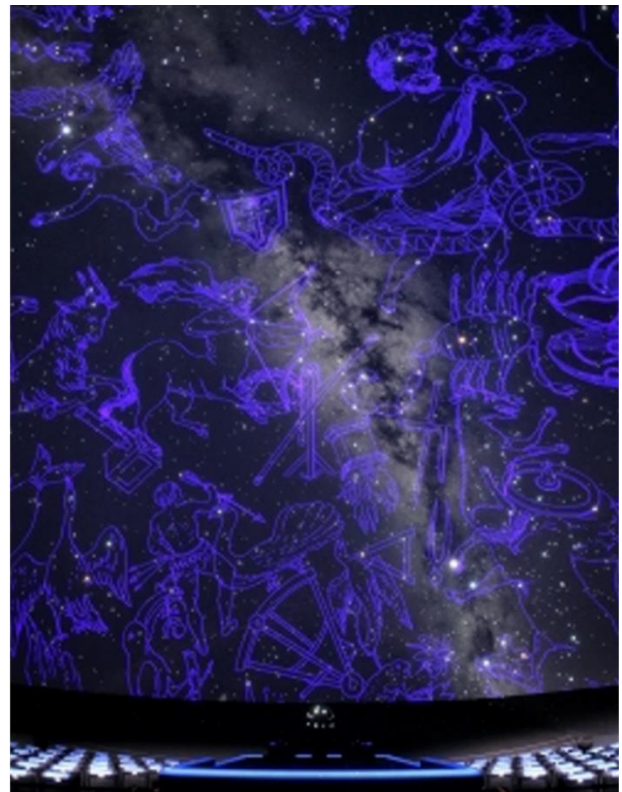
募集1回目からの主な変更点など

(1)「ピックアップ施設」にプラネタリウムなどを追加

提案対象の中でも特に利用者の多い「ピックアップ施設」として、「プラネタリウム(市立博物館内)」、「北市民健康文化センター」を追加しました。※命名権料や期間などをご提案ください。

【プラネタリウム(市立博物館内)】

10億個の星々と8K全天周映像を同時に体験できる世界初のプラネタリウムとして、7月にリニューアルオープン。星空を旅するスペースシップをイメージした内装で、イベント用音響設備を新たに設置。また、フットレストなどの機能を追加した特別席や、ペアシートも新たに設置。



【北市民健康文化センター】



現在のネーミングライツ契約が令和8年3月末で終了するため新スポンサーを募集。スライダーを備える室内の温室プール、浴室、多様な活動に応じた貸室などを有する。(施設改修に伴う休館前の、令和8年4月～10年3月の間のネーミングライツを募集)

1 募集の趣旨

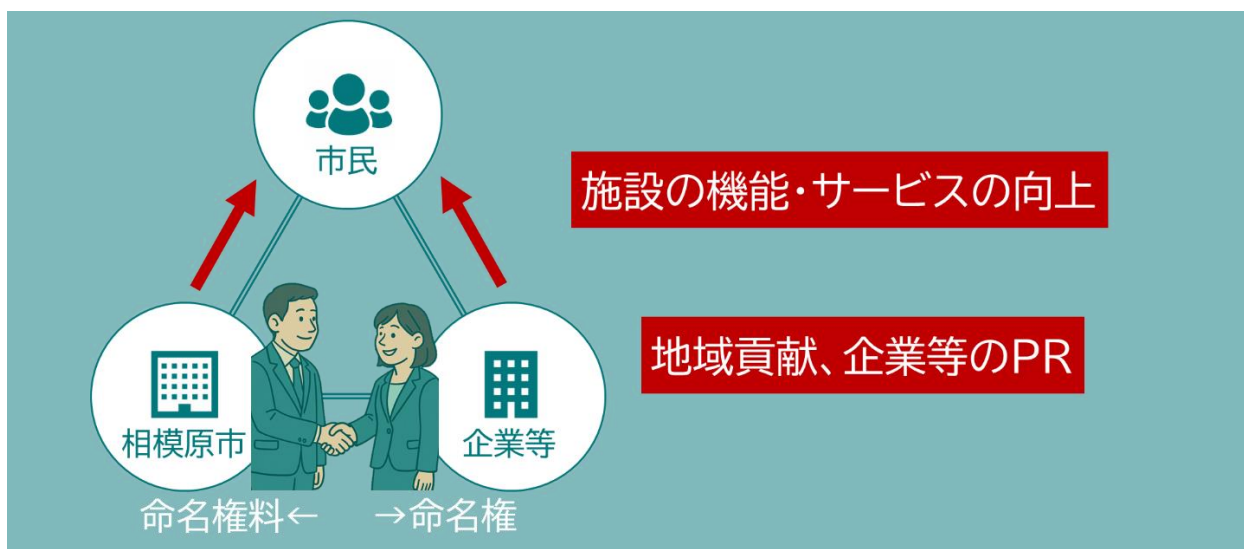
相模原市では、施設の機能・市民サービスの向上に資するため、公共施設、イベントなどにおいて、ネーミングライツの導入を積極的に進めております。

令和7年度においても、企業等からのご提案を募集いたします。

なお、今年度はより多くの応募を促進するため、ピックアップ施設をご紹介するほか、募集機会を2回といたします。

【ネーミングライツとは】

- ・ネーミングライツは、契約に基づき、市が企業等へ命名権(公共施設などに企業名やブランド名などの企業愛称を付ける権利)を与えることの対価として、命名権料を得る制度です。得られた命名権料は整備費など、施設等の機能・市民サービスの向上のために活用されます。



- ・ネーミングライツスポンサーの募集手法のうち、「提案型」は、企業等が自ら公共施設などを選び、市に対して企業愛称や命名権料などを提案してもらう手法です。
- ・一方「募集型」は、市が対象の公共施設などを決定し、命名権料などの条件を指定した上で、スポンサーを募集する手法です。

2 スポンサーメリット

(1) スポンサーメリットの付与

ネーミングライツ契約が成立した場合、命名権のほか、市は企業等にスポンサーメリットを付与することがあります。

例	説明
施設への企業愛称看板の設置	施設の玄関、壁面などへの企業愛称看板の設置
施設周辺案内看板への企業愛称表示	施設周辺の市所有の案内看板などへの企業愛称表示
その他案内表示の変更	最寄り駅などの案内看板への企業愛称表示
市の各種広報印刷物・ホームページなどへの企業愛称掲出	市の広報印刷物やホームページなどにおける企業愛称の周知や表示・記載の変更(市が実施します。)

※スポンサーメリットの付与は、ネーミングライツを導入する対象ごとに、設置などの目的や関連法令等の規定等を踏まえ、企業等との協議のうえ、判断します。

※企業愛称の表示及び企業愛称看板の設置、撤去などについては、スポンサー企業等による負担とします。

※企業愛称は、申請に基づき決定したものを記載することを原則とします。

(2)事例



国道の企業愛称看板



施設敷地内の企業愛称看板



広報さがみはらへの企業愛称掲載



文化情報誌への企業愛称掲載



施設壁面の企業愛称看板



施設壁面の企業愛称看板



3 提案の対象

(1)基本

文化施設、スポーツ施設、貸館施設、イベント、事業などを対象とします。

(2)ピックアップ施設

提案対象の中から、特に利用者の多い施設をピックアップしてご紹介します。

***印の施設は、公募により既に愛称を付している施設であるため、その愛称を含めた企業愛称を提案してください。**

区分	施設	一日平均 利用者数 (R5年度)	ポイントなど
社会教育 施設	プラネタリウム (市立博物館内)	179	令和7年7月、10億個の星々と8K全天周映像を同時に体験できる世界初のプラネタリウムとしてリニューアル
交通施設	自転車駐車場	各1,000 以上	①橋本駅北口第2 ②橋本駅南口第1 ③橋本駅南口第2 ④相模原駅北口 ⑤相模原駅南口 ⑥矢部駅北口 ⑦淵野辺駅南口第1 ⑧淵野辺駅南口第2 ⑨相模大野駅北口 ⑩谷口北口 ⑪谷口南口 ⑫相模大野駅西側
	自動車駐車場	各1,000 以上	①橋本駅北口第1 ②橋本駅北口第2 ③相模大野駅西側
スポーツ 施設	総合水泳場(さがみはら グリーンプール)*	691	全国規模の水泳大会も開催できる本格的屋内水泳場。初心者向けのアーティスティックスイミングや高飛び込みの教室を開催。(令和7年10月から8年度にかけ改修工事のため休館予定あり。)
	小倉(こだま)プール*	350 (夏季のみ)	50mプール、幼児プール、全長25mのスライダーを有する。
スポーツ・ 文化・レク 施設	北市民健康文化センタ 二	724	スライダーを備える室内の温室プール、浴室、多様な活動に応じた貸室などを有する。(北市民健康文化センターは現在のネーミングライツ契約終了後かつ施設改修に伴う休館前の、令和8年4月～10年3月の間のネーミングライツを募集)
	市民健康文化センター	660	
文化施設・ ホール	市民会館	651	市民による舞台発表のほか著名人によるライブなど優れた音楽や演劇などを鑑賞できるホールと多様な活動に応じた会議室を有する。

区分	施設	一日平均 利用者数 (R5年度)	ポイントなど
	勤労者総合福祉センター(サン・エールさがみはら)*	561	市民の音楽・文化活動の発表の場でもあるホール、スポーツジムや会議室を有する学び・集い・憩いの場。
市民・大学 交流施設	市民・大学交流センター(ユニコムプラザさがみはら)*	315	市民と大学が交流し地域の課題解決や活性化を図る。
宿泊施設	相模川自然の村清流の里	133	相模川の豊かな自然とふれあい、四季折々の変化を楽しみながらくつろぐことができる公共の宿。「レストラン清流」は宿泊以外の方にもご利用いただける。
相模原麻溝公園※	グリーンタワー相模原	—	高さ 55 メートルの展望塔
	ふれあい動物広場	—	動物にえさを食べさせられるふれあいコーナー、ポニー乗馬場、搾乳体験コーナー
	フィールドアスレチック	—	大男「でいらぼっち」の物語に沿った 19 基 25 種のアスレチック
	スケートボード場	—	初心者のために設計された気軽に楽しめるコンパクトな入場無料のスケートボード場
	こどもの広場	—	相模原の民話に出てくる大男「でいらぼっち」の足形の広場

※公園全体としてはネーミングライツの対象外ですが、公園内の各施設は対象です。なお、公園内の競技場、第2競技場及びグラウンドには既にネーミングライツが導入されています。

4 提案の対象外

(1)ネーミングライツ導入済の施設

「7 ネーミングライツ導入事例」のとおり。

ただし、現在のネーミングライツ契約が令和8年3月末で終了する「北市民健康文化センター」は提案の対象です。

(2)設置目的などからネーミングライツの導入がふさわしくない施設

- ア 市役所・区役所などの行政系施設
- イ 消防署などの消防施設
- ウ 保育園・児童クラブ・こどもセンターなどの子育て支援施設
- エ 小学校・中学校などの学校教育施設
- オ 診療所・メディカルセンターなどの医療施設
- カ 公民館
- キ 文化財関連施設
- ク 斎場
- ケ 紫胡が原霊園、峰山霊園

コ 都市公園

※公園全体は対象外ですが、公園内の運動施設、遊戯施設などについては対象です。

サ 鹿沼公園、淵野辺公園、相模原スポーツレクリエーションパーク、相模大野中央公園、古淵鵜野森公園内の運動施設、遊戯施設など

シ 銀河アリーナ

ス 図書館

セ その他市が施設の性格上ネーミングライツの導入が適当でないと判断する施設

(3)ネーミングライツの導入に向け調整中の施設

ア 企業等と交渉中

横山公園内のテニス場、野球場、人工芝グラウンド

イ 募集に向け調整中

歩道橋、ニューススポーツ広場(小山公園内)

5 ネーミングライツの期間

3年から5年までの期間での提案を原則とします。

6 企業愛称について

- ・ 条例に規定する施設などの名称の変更を行うものではありませんが、施設などに対して企業名や商品名等の企業愛称を付することが可能です。ただし、既に市民公募などにより愛称を付している施設などについては、その愛称を含めた企業愛称としてください。
- ・ 施設などの使用の目的(例 野球場(〇〇球場)、集客施設(〇〇ホール)が分かる企業愛称としてください。

※相模原市以外の地域を連想させるような企業愛称を付することはできません。

※利用者の混乱を避けるため、契約期間中の企業愛称の変更はできません。また、条例上の名称を併記させていただくことがあります。

※施設の企業愛称看板に、企業ロゴを含めることはできますが、標語等メッセージの表示やロゴマークのみの標示はできません。なお、企業ロゴはスポンサー企業となる者が権利を有する登録商標を原則とします。

7 ネーミングライツ導入事例

施設	導入前の名称	導入年度
サーティーフォー相模原球場	市立相模原球場	H23(2011)
こけ丸の森	市職員会館敷地内緑地	H24(2012)
相模女子大学グリーンホール	市文化会館	H25(2013)
・相模原ギオンスタジアム ・相模原ギオンフィールド	・相模原麻溝公園競技場 ・相模原麻溝公園第2競技場	H25(2013)
相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはら	市立相模川ふれあい科学館	H25(2013)
ノジマメガソーラーパーク	さがみはら太陽光発電所	H25(2013)
相模原ギオンスポーツスクエア	相模原麻溝公園グラウンド	H28(2016)
LCA国際小学校北の丘センター	市立北市民健康文化センター	H28(2016)
ウイツツひばり球場	淵野辺公園少年野球・ソフトボール場	H29(2017)
ラクアル／ペアナードオダサガ歩道橋	横断歩道橋(県道51号)	H29(2017)
相模原ギオンアリーナ	市立総合体育館	H31(2019)
ほねごりアリーナ	市立北総合体育館	R 5(2023)
ほねごり杜のホールはしもと	市立杜のホールはしもと	R 7(2025)

8 募集スケジュール

(1)概要

【募集1回目】 終了しました。

ア 事前相談申込書の受付	令和7年6月12日(木)～7月11日(金)
イ 事前相談の実施	事前相談申込書の受付～令和7年7月24日(木)
ウ 提案書類の受付 ※事前相談を経たものについての み、提案書類の受付を行います。	事前相談の終了～令和7年8月7日(木)

【募集2回目】

ア 事前相談申込書の受付	令和7年10月15日(水)～11月13日(木)
イ 事前相談の実施	事前相談申込書の受付～令和7年11月26日(水)
ウ 提案書類の受付 ※事前相談を経たものについての み、提案書類の受付を行います。	事前相談の終了～令和7年12月10日(水)

(2)詳細

ア 事前相談申込書の受付

- ・事前相談では、提案を希望される施設などがネーミングライツの対象となり得る施設などであるかを踏まえた上で、企業愛称の条件、希望契約期間、提案内容などを確認させていただきます。
- ・事前相談の申込は、事前相談申込書の受付期間内に、「14 担当課」宛に次の書面をメールで送信してください。

●【様式1】相模原市ネーミングライツ提案型募集事前相談申込書

※メールの件名を「ネーミングライツ事前相談」としてください。

イ 事前相談の実施

- ・事前相談申込書の受付後、申込書の記載事項について、提案のあった施設などの所管部署との相談及び確認の機会を設けます。日時については、市からご連絡します。

※提案内容により、事前相談の機会を複数回設ける場合がございますので、受付期間内のできるだけ早い時期にお申込みください。

ウ 提案書類の受付

- ・事前相談及び提案のあった施設などの所管部署で導入の可否などについて検討後、ネーミングライツの対象となり得る施設などであることの確認ができた場合は、提案書類の受付期間内に、次の書面を「14 担当課」宛に1部郵送又は持参してください。

●【様式2】相模原市ネーミングライツ提案型募集申込書

●【様式3】提案者の条件に関する確約書

●【様式4】暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書

※郵送の場合は、受付期間の末日までの必着とします。

※持参の場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※提案に当たっての費用及びその後の契約締結に係る費用は、提案者の負担とします。

9 ネーミングライツ導入までの流れ



- ・事前相談などを経た提案については、選定委員会において、提案内容、経営状況、企業理念、企業愛称、金額、期間、その他市民へのメリットなどを勘案し、ネーミングライツの優先交渉権の付与について決定します。
- ・募集期間内に同一施設などに対して提案が複数あった場合は、選定委員会で順位付けを行います。

- ・ また、提案された導入希望施設などにおいて、施設などを特定して募集を行うことでより多くの申込が見込まれる場合は、提案型から募集型に切り替える場合があります。
- ・ 選定過程において、必要に応じて市民などへ意見聴取(アンケート調査など)を実施します。
- ・ 結果については、提案者に対し、文書で通知します。
- ・ 優先交渉権を付与した提案者と契約の詳細について交渉を行い、契約内容が合意に至り次第、契約を交わします。なお、優先交渉権を付与された提案者との間で契約合意の可能性が無いと市が判断した場合は、次点の候補者と契約交渉を行うものとします。

10 提案ができる者

募集の趣旨に賛同し、ネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する企業など

※提案者の本社・本店所在地は、相模原市内外を問いません。

※相模原市ネーミングライツ導入方針(P10)に掲げる規制業種に該当する場合は、提案ができません。

【相模原市ネーミングライツ導入方針(P10)に掲げる規制業種】

ア 風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種

イ 風俗営業類似の業種

ウ 消費者金融

エ たばこ

オ ギャンブルに係るもの

カ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

キ 占い、運勢判断に関するもの

ク 政治性又は宗教性のある事業を行うもの

ケ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

コ 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)で、連鎖販売取引と規定される業種

サ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者

シ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの

ス 代表者など(役員及び経営に事実上参加している者)が暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団の構成員などであるもの

セ 相模原市競争入札参加資格者指名停止など措置要綱(平成8年4月1日施行)により、競争入札の参加を制限されているもの

ソ 法令などに基づく必要な許可などを受けることなく業を行うもの

タ 各種法令に違反しているもの

チ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

ツ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

11 契約の解除

契約当事者の事情又は契約不適合により、当該施設などの企業愛称の維持が困難な場合及び契約期間中に相模原市ネーミングライツ導入方針(P10)に掲げる規制業種に該当することとなった場合には、契約を解除することがあります。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、スポンサー企業等の負担とします。

12 様式・添付資料

- 【様式1】相模原市ネーミングライツ提案型募集事前相談申込書
- 【様式2】相模原市ネーミングライツ提案型募集申込書
- 【様式3】提案者の条件に関する確約書
- 【様式4】暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書
- 相模原市ネーミングライツ導入方針

13 参考

施設マップ(市ホームページ URL)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/shisetsu/index.html>

※提案対象外の施設も含まれます。

14 担当課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 第2 別館3階

相模原市財政局アセットマネジメント推進課

電 話 042-769-8257(直通)

E-mail asset-management@city.sagamihara.kanagawa.jp